

○茅ヶ崎市行政改革推進委員会規則

平成13年12月20日

規則第49号

改正 平成14年3月27日規則第4号

平成22年3月26日規則第11号

平成25年3月25日規則第11号

平成28年6月30日規則第38号

平成29年3月28日規則第8号

平成30年7月2日規則第27号

令和5年2月22日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(平28規則38・一部改正)

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市の区域内の事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平30規則27・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部行政改革推進課において処理する。

(平14規則4・平22規則11・平29規則8・令5規則7・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行により設置される委員会の委員の選任のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 平成25年7月5日から平成27年3月31日までの間に委嘱される委員会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(平25規則11・追加)

附 則 (平成14年規則第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第38号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第8号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第4条第3項の規定は、改正後の同条第1項の規定により副委員長が互選により定められるまでの間は、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年規則第7号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。